

## 管理費の負担区分、費用負担及び支出等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第26条第2項の規定により、管理費の負担区分、費用負担及び支出等に関し、規約第74条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(負担区分)

第2条 管理費の負担区分（以下「区分」という。）は次表に掲げるとおりとし、組合員は、規約第54条第三号に基づき決定される管理費を管理組合に納付するものとする。

区 分	区分に属する住棟番号
(イ) 3階建 (メゾネット)	1街区2、6、7、14号棟
(ロ) 5階建 (3LDK)	1街区17、24、25号棟 2街区14～16号棟 3街区13号棟
(ハ) 5階建 (4LDK)	1街区22、23号棟 3街区14、15号棟 4街区18、34号棟
(ニ) 8階建	4街区16、17号棟
(ホ) 2階建 (テラス)	1街区1、3～5、8～10、13、 18～21、26～40号棟 2街区1、2、4、5、7～13号棟 3街区1～12号棟 4街区1、2、4～7、9～15、 20～27、29～33号棟
(ヘ) 3階建 (テラス)	1街区11、12、15、16、41号棟 2街区3、6号棟 4街区3、8、19、28号棟

(費用負担)

第3条 各組合員の管理費の負担する方法は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 規約第28条に定める費用のうち組合員全員が負担する費用は、全組合員がその所有する住宅の戸数により按分して負担するものとする。
- 二 規約第28条に定める費用のうち、それぞれの棟が負担する費用は、それぞれの棟が属する各区分の組合員がその所有する住宅の戸数により按分して負担するものとする。
- 三 前条の区分中（ニ）の区分に属する組合員は、前二号に定める費用に加えて、規約第28条に定める費用のうちエレベータ及びエレベータ機械室に係る費用、高層棟の消防設備等に係る費用並びに高層棟の建築物・設備定期調査報告費用等を負担するものとする。

(収納)

第4条 理事長は、組合員が前条に定める費用を管理組合に納付したときは、前条第一号及び第二号に係る費用（以下「共通費」という。）と前条第三号に係る費用（以下「高層特定費」という。）を区分して、収納するものとする。

（支出）

第5条 理事長は、規約第28条に定める費用を支出するときは、共通費に該当する費用は第3条第一号及び第二号の負担割合に基づき各区分ごとに区分して支出するものとし、第3条第三号に該当する費用は高層特定費に該当する費用として区分して、それぞれ支出するものとする。

（細則外事項）

第6条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

（細則の改廃）

第7条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第8条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、昭和56年3月26日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成22年5月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

平成22年5月23日

理事長 1街区35号棟101号室 柴田 明

組合員 2街区15号棟207号室 諸井 正純

組合員 3街区14号棟505号室 津崎 光興